

こども大綱 若者団体ヒアリング（日本若者協議会）

こども大綱 良かった点：

- ・ こどもを権利の主体として明確にしている点→パターナリスティックな価値観からの転換
- ・ 社会から逸脱したこどもに限定せずに、こども全般にしている点→部分的な事後対応ではなく、こども全般の権利保障に
- ・ 副題がウェルビーイングを軸にしている点（「～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」）

改善点：

・こども参加を進める理由が不在－影響力を与える権利の保障（エンパワメント）

なぜ参加の機会を保障する必要があるのか？影響力を与える権利を保障するため。「影響力」のない「参加」は学習性無力感に繋がり悪影響。影響力の保障を軸に、参加の機会、活動支援（若者団体に限定した財政的支援、ユースセンター等）、権限の付与（中央審議会など重要な会議にも参加）、民主主義教育・人権教育を整備していく必要性。真の意味で主体性を尊重するためには「こども若者★いけんぷらす」も政府から独立させた方が良い（子ども・若者の主体的な活動に、権限を与える＝エンパワメント）

・学校内での子どもの権利保障が不十分（子どもの人権侵害を許容する特別権力関係論・学校部分社会論が残ってる）

啓発だけでは不十分。学校内で児童生徒の声を反映する仕組みが実質的に存在しない（生徒会の権限弱い）。意見反映だけでなく、自己決定権の確保、過度に競争的な教育システム（子どもの最善の利益になっていない）、体罰（不適切指導）の防止など、学校内で子どもの権利が保障されていないから、児童生徒の自殺、不登校などの問題多数

・「若者の生活保障」（権利保障）の観点弱い（特に20歳代後半・30歳代前半など、学生と子育て世帯の間が抜け落ちてる）

子育てや教育費に限定せず、家賃補助（住宅）、不安定な雇用・賃金の改善（労働）、ユースセンター（若者の活動支援）など、あらゆる生活領域において子ども・若者の権利を取り扱う必要性（韓国・青年基本法＝「雇用」「住宅」「教育」「生活支援」「参画・権利」の観点から整備）

・第三者機関による権利救済機能の強化（こどもコミッショナー、国内人権機関）

現状、学校でブラック校則改善を訴えても、学校長・教員の善意に左右される。
全てのこどもの権利を保障していくためには、パリ原則に沿った、政府から独立した国内人権機関が必須（個人通報制度も）

(参考) こどもまんなかフォーラム 日本若者協議会・室橋祐貴 (キーワード: 自己決定・権力関係の再分配・資源の再配置)

日本の現状:

※全てのこども施策の変革に必要な観点。相互に深く関係

- ・子ども/若者(全世代)のメンタルヘルス、幸福度が低い(ユニセフ調査 精神的幸福度37位/先進国38カ国中)

子どもの自殺や不登校、いじめなどに対して、個別救済アプローチ(相談事業や個別対応)をメインにしているが、それでは焼け石に水

個人の問題(社会に対応できない個人の責任)ではなく、
社会の構造の問題(多様な個人が生きやすい=各自が権利行使できる環境を作れていない社会の問題)として捉え直す必要性

例:メンタルヘルスが悪い人への相談事業ではなく、
過度なストレスを与えている学習環境を改善(テスト後1週間は休みを設ける、宿題の量を減らす、評価方法を変えるなど)

解決の方向性:

・価値観の転換(施策の方向性の転換)

日本は古い「子ども・若者像」のまま=未熟、保護の対象→子ども若者支援の団体を支援(パターナリスティックな価値観)

これからの「子ども・若者像」=社会の一員であり、別の価値を持った者、権利の主体→子ども若者主体の活動を支援(エンパワメント)

施策例:25歳以下が6割以上いる団体に経済的支援(スウェーデン等)、無償で無目的に使えるユースセンターの整備、幼少期から自らの権利を知る&実践する機会を作る(就学前教育から高校まで一貫して必要)、母子手帳への子どもの権利条約記載&プレパパママ教室での勉強会

・構造的なアプローチ(権利ベースの問題解決) ←権利ベースの問題解決をするためには当事者である子ども・若者の声を聞く必要があり
子ども・若者大綱の目的(副題)に毎回「成長」が入ってるけど、本当に子ども若者が「成長」を求めている?(おとなの都合&能力主義を助長)

・モニタリングの強化(理想は第三者機関=こどもコミッショナー)

なぜ子ども・若者の自己肯定感が低いのか、メンタルヘルスの状況が悪いのか、社会参加の意識が低いのか。定量的に把握
数値目標(KPI)の設定(山形県:すべての各審議会に20-30代の若者を入れる、投票率など)←社会参加など改善の傾向が見えない(PDCAが回っていない)